

令和7年9月定例会会議録

令和7年豊郷町議会9月定例会は、令和7年9月26日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	長谷川 貴 康
2 番	西 山 一 男
3 番	井 上 喜美子
4 番	本 田 清 春
6 番	中 島 政 幸
7 番	村 岸 善 一
8 番	前 田 広 幸
9 番	西 澤 博 一
10 番	鈴 木 勉 市
11 番	河 合 勇
12 番	今 村 恵美子

2、当日の欠席議員は次のとおり

5 番	辻 本 勇
-----	-------

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総務課長兼企画振興課長	清 水 純一郎
税 務 課 長	山 田 篤 史
保 健 福 祉 課 長	辰 見 栄 子
医 療 保 険 課 長	小 西 直 美
住 民 生 活 課 長	森 ちあき
会 計 管 理 者	馬 場 貞 子
人 権 政 策 課 長	西 山 逸 範
地 域 整 備 課 長	山 田 裕 樹
産 業 振 興 課 長	岡 村 浩 孝
上 下 水 道 課 長	中 山 圭 史

教 育 次 長 西 山 喜 代 史

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長 森 本 智 宏
書 記 加 藤 咲 希 子

5、提案された議案は次のとおり

- 議第51号 令和7年度豊郷町一般会計補正予算（第2号）
 《予算決算常任委員会委員長報告》
- 議第55号 令和7年度豊郷町水道事業会計補正予算（第2号）
 《総務産業建設常任委員会委員長報告》
- 議第56号 令和6年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定について
 《予算決算常任委員会委員長報告》
- 議第57号 令和6年度豊郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議第58号 令和6年度豊郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議第59号 令和6年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
 《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議第60号 令和6年度豊郷町水道事業会計決算認定について
 《総務産業建設常任委員会委員長報告》
- 議第61号 令和6年度豊郷町下水道事業会計決算認定について
 《総務産業建設常任委員会委員長報告》
- 請願第1号 生活保護費引き下げ違憲訴訟の最高裁判所判決を踏まえ、速やかな対応を求める請願
 《文教民生常任委員会委員長報告》
- 委員会の閉会中の継続調査申出について
 (議会運営委員会)(総務産業建設常任委員会)(文教民生常任委員会)
 (予算決算常任委員会)(議会広報常任委員会)

村岸議長 皆さん、おはようございます。

定刻より少し早いですが、皆さんおそろいですので、ただいまから定例会を再開いたします。辻本議員の方から欠席届が出ておりますので、ご報告だけしておきます。

それでは、ただいまの出席議員は11名で、会議開会定足数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

これより会議を開きます。

(午前8時58分)

最初に、留意事項をご説明いたします。

会議規則に基づき、規則を遵守願います。お手元の携帯電話等の電源をお切りになるか、マナーモードに切り替えていただきますようお願いいたします。

また、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動を厳に慎んでくださるようお願いいたします。

なお、採決の際は、みだりに離席をしないようお願いいたします。

会議規則の規定を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほどをお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番、西澤博一君、10番、鈴木勉市君を指名いたします。

日程第2、議第51号令和7年度豊郷町一般会計補正予算(第2号)から日程第3、議第55号令和7年度豊郷町水道事業会計補正予算(第2号)までを一括議題といたします。これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

前田総務産業建設常任委員会委員長。

前田総務産業

建設常任委員長

議長。

村岸議長

前田委員長。

前田総務産業

建設常任委員長

皆さん、おはようございます。

総務産業建設常任委員会報告をいたします。

去る9月5日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第55号令和7年度豊郷町水道事業会計補正予算(第2号)について、去る9月12日、委員5名出席の下、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、審議を行いました。

審議では、人事による会計年度任用職員から一般職になったことに伴い、予算科目が報酬から給料になった。このことにより支給金額に差が出ている違いは

何か。また、会計年度任用職員では、町長が任命権者であったが、一般職の場合は公営企業職員になる。この場合の任命権者はどなたかについて質疑されました。

質疑終了後、討論の申出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、総務産業常任委員会の報告といたします。

村岸議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

次に、西澤予算決算常任委員会委員長。

西澤予算決算

常任委員長 はい。

村岸議長 西澤委員長。

西澤予算決算

常任委員長 それでは、予算決算常任委員会報告をいたします。

去る9月5日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第51号令和7年度豊郷町一般会計補正予算（第2号）について、去る9月10日、委員11名出席の下、町長、教育長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

審議においては、住宅借入金等特別税額控除補填交付金が予算と比べて42万7,000円の減額となっている理由について、また、令和7年度普通交付税の現在高は幾らになるのか、財政管理費では、修繕料36万1,000円の内訳について、児童自治区再編整備基金積立金では、今後の出向計画について、防犯カメラ設置事業金の50万の設置箇所数と設置場所について、消防費では、補助金とする字の消火栓ボックスの総設置数について、総務費国庫補助金では、社会保障税番号制度システムについて、結婚新生活支援事業補助金の所得制限の境界性は幾らか、電子計算機費では、システム開発料としてコンピューター機保守点検料の委託先と委託内容について、償還利子及び割引料では、固定資産税、町民税の還付の内容について、また、主要施策の概要では、5年間で人口約250人が減り、65世帯が増えている。この状況をどのように捉えればいいのかについて、環境対策費の太陽光発電システム等設置促進補助金は何件分なのか、農業振興費では、環境保全型農業直接支援対策事業補助金が計上されているが、対象面積と農家数、また、条件について、水道事業費では、物価高騰対応関連経費における水道料金の減免は9月からという話であったが、何月の請求分からなのかについて、幼稚園費では、教育・保育支援員の増額と修繕料の内容について、児童福祉総務費では、フリースクール等林間施設利用児童・生徒支援事業補助金

の申請手続について、日栄小学校管理費では、修繕及び冷暖房施設保守点検委託料の概略について、中学校管理費では、修繕内容についてなどが質疑されました。

質疑終了後、討論の申出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

以上、予算常任委員会の報告といたします。

村岸議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑は一括して行います。

質疑ありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第51号の討論を行います。

討論はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第51号令和7年度豊郷町一般会計補正予算(第2号)を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第51号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

村岸議長 全員賛成であります。よって、議第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第55号の討論を行います。

討論はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第55号令和7年度豊郷町水道事業会計補正予算(第2号)を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第55号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

村岸議長 全員賛成であります。よって、議第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4、議第56号令和6年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定について

から日程第 9、議第 61 号令和 6 年度豊郷町下水道事業会計決算認定についてまでを一括議題といたします。これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

前田総務産業建設常任委員会委員長。

前田総務産業

建設常任委員長

議長。

村岸議長

前田委員長。

前田総務産業

建設常任委員長

総務産業建設常任委員会報告をいたします。

去る 9 月の 5 日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第 60 号令和 6 年度豊郷町水道事業会計決算認定について及び議第 61 号令和 6 年度豊郷町下水道事業会計決算認定について、去る 9 月 12 日、委員 5 名出席の下、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、審議を行いました。

議第 60 号の審議では、料金回収率とはどういった指標か、また昨年度と比べて 10%ほど下がっている原因は何か、仮設水道使用料 41 件の事象ごとに件数について、未届けであった過年度調定の件数について、未届けを防止する方法はないのか、また、未届けでの水道使用状況によっては盗水となるが、町の基本的な立場ははっきりして対処する必要があることから町としてはどのような考えか、給水人口が減って、給水戸数が増えている原因は何か、水道メーター検針員の報酬額の根拠と定年はあるのか、顧問弁護士報酬の報酬内容と件数について、工事負担金において移転補償費とあるが、補償する内容と場所、補償先について、北部浄水場の新たな井戸の進捗状況について、企業債償還はどの利率で、償還先はどこかについて質疑されました。

質疑終了後、討論の申出はなく、採決の結果、全員賛成で認定することに決しました。

次に、議第 61 号の審議では、下水道使用料において、その他の内訳とそれぞれの件数について、管渠費では、それぞれの修繕内容と 1 号入孔とは何かについて、委託料では、下水道認定メーター検針の場所と委託先について、県流域下水道管理運営費では、昨年度に県流域下水道が負担増と決めたと説明がありましたが、県全体の計画は明らかになったのか、また、豊郷町の負担は幾らになったのか、町として長期的な方針はあるのかについて、2 件の受益者負担金について、資本的支出の工事請負費では、県道安食西八目線補助道路布設替工事の場所はどこか、各マンホールポンプ場の場所と耐用年数について、耐用年数が来ての交換かなど質疑されました。

質疑終了後、討論の申出はなく、採決の結果、全員賛成で認定することと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

村岸議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

次に、中島文教民生常任委員会委員長。

中島文教民生

常任委員長 はい、議長。

村岸議長 中島委員長。

中島文教民生

常任委員長 それでは、文教民生常任委員会報告をいたします。

去る9月5日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第57号令和6年度豊郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について及び議第58号令和6年度豊郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてならびに議第59号令和6年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、去る9月16日、委員6名全員出席の下、町長、課長、課長補佐の出席を求め、審議を行いました。

議第57号の審議では、国民健康保険税において、国民健康保険に加入されている総世帯のうち、軽減世帯は何%か、保険給付費等交付金では、保険者努力支援分及び特別調整交付金の実績について、非自発的失業の分はどのような方が対象者か、一般会計繰入金では、保険基盤安定繰入金保険税軽減分が前年度と比較して7割軽減が50件ぐらい減っている。このことは所得が上がったということなのか、それともほかに移ったのか、どういう事情で対象が減ったのかについて、また推計では、国保数世帯の人数が減っていくということであったが、現在の見通しについて、国民健康保険運用基金繰入金では、当初3,433万円を見込んでいたが、決算では989万円となった理由について、また、豊郷町は各医療費1人当たりの額は19市の中で何番目だったのか、社会保障・税番号制度システム整備費補助金では、国民健康保険被保険者のうち、マイナ保険証の登録人数について、運営協議費では、運営協議会の開催回数と協議した内容について、高額療養費では、前年度と比べて申請件数は増加傾向にあるが、また、どういった疾病が多いのか、限度額で多いのは1か月で幾らかについて、保健衛生給付費では、需用費と薬務費の概要について、負補交では人間ドック実施助成事業補助負担及び脳ドック実施助成事業補助負担において問題点はないのか、6年度の実施状況についてなどが質疑されました。

質疑終了後、反対討論及び賛成討論の申出があり、採決の結果、賛成多数で認

定と決しました。

次に、議第58号の審議では、第1号被保険者保険料において、無年金者の非課税者で介護保険料が滞納になっている10名の方は、納付する意思がないのか、行方不明なのか、そのほかの理由によるものか、具体的な理由について。介護給付費負担金では、収入現額が1億2,483万4,200円で、介護給付の負担割合は公費分が50%で、そのうち25%が国庫負担となり、調整交付金が5%入っているが、この1億2,483万4,200円は、負担グラフの中でどういう、何%で計算されているのか。調整交付金では、6年度交付金交付割合の決定数値について、また、実績として2.37%が第1号被保険者のうち、65歳以上の保険料に上乘せされていると理解してよいのか。介護給付費交付金で介護給付費交付金が1億8,765万円、この計算式は割合として公費分は何%になるのか。低所得者保険料軽減繰入金では、1号被保険者のうち介護保険の徴収している65歳以上の方の人数割合は、だんだん減ってくる傾向なのか、今後の動向については軽減者は増えるのか減るのか、担当課の見込みについて。介護給付費準備基金繰入金では、当初予算に対して1,081万円の増額となった要因について。介護認定審査会費では、介護認定を受けた方たちの中で介護度が上がる人と介護度が下がる人がおられるが、調査した結果、上がる人と下がる人それぞれの数について。地域密着型介護サービス給付費では、地域密着型介護サービス給付費が減額になっているのは、主な要因として利用者の数が減ったと理解してよいのか。施設介護サービス給付費では、入所者が令和6年に6人の増となっているが、傾向として施設介護の方はこれから増えていくのか、令和6年度増えた要因について。介護予防生活支援サービス事業者負担金では、どの事業所で、町内町外において何か所ぐらいあって、何人ぐらいこれらを利用されているのか。認知症初期集中支援事業委託金では、事業実績についてなどの質疑がされました。

質疑終了後、反対討論及び賛成討論の申出があり、採決の結果、賛成多数で認定といたしました。

次に、議第59号では、後期高齢者医療保険料について、2年、3年は増えていると説明であったが、後期高齢者人口は今後5年、10年後は減っていくと予想しているのかについて質疑がありました。

質疑終了後、反対討論の申出があり、採決の結果、賛成多数で認定と決しました。

以上で文教民生常任委員会の報告といたします。

村岸議長

慎重審議、ご苦労さまでした。

次に、西澤予算決算常任委員会委員長。

西澤予算決算

常任委員長 議長。

村岸議長 西澤委員長。

西澤予算決算

常任委員長 それでは、予算決算常任委員会報告をいたします。

去る9月5日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第56号令和6年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定について、去る9月10日、委員11名出席の下、町長、教育長、担当課長、課長補佐の出席の下、慎重に審議を行いました。

審議では、交通費における交通指導員等の活動費の実績について、財政調整基金では、出納整理期間に積み立てられた基金の事務処理について、町税では、町民税が前年度に比べて15%マイナスになった要因は何かについて、不納欠損に至った経緯と理由について、固定資産評価業務委託料では、非木造や2件減ったことによって1,000平米減っているが、具体的な内容について、固定資産税の前納報奨金では、活用実績と平均で1件当たり幾らになるのか、民生費国庫負担金では、障害者医療負担金、障害者自立支援給付負担金、障害児入所給付費と事業負担金の内容について、また、人工透析の方は何名いるのか、保健衛生費では、湖東圏域の発達障害対象児童の早期発見の充実を図った具体的な対策について、また、各世代における発達支援にあっては、切れ目なく相談支援の対応ができるようにしていくのを課題としているが、病院と連携の中では、具体的に何が課題となっているのかについて、農林水産業では、いきがい協働センターの利用実績について、不動産売払い収入の内訳及び場所について、人権対策費では、修繕料の内容について、改良住宅使用料では、滞納を含めて徴収している総件数について、改良住宅の譲渡に関わる土地建物の売払いが何件あったのか、また、譲渡事業の対象となっている件数について、老人憩の家管理費では、利用状況について、隣保館施設では、隣保館の公用車使用の際に庁用自動車運行管理規程に基づく承諾及び報告、承認を受けている実績はあるのかについて、公営住宅費では、光熱費及び修繕料の実績について、給食事業収入では、保育園の給食費は年齢別に何人かについて、教育費国庫補助金では、準要保護児童生徒就学援助費補助金について対象者が増えているのか、結果、その小中学校を合わせて合計人数について、児童福祉総務費では、宿舍借り上げ費用の補助対象実績と保育士の奨学金返還事業について、月額と対象人数について、中学校管理費では、修繕の概略について、豊栄のさと施設管理費では、修繕料と備品購入費の内容について、

社会教育総務費では、文化教養振興事業委託の概要についてなどが質疑されました。

質疑終了後、反対討論、賛成総論ともに申出があり、採決の結果、賛成多数で認定することと決定いたしました。

以上、予算決算常任委員会報告といたします。

以上です。

村岸議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより各常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑は一括して行います。

質疑ありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第56号の討論を行います。討論はありませんか。

今村議員 議長、反対討論。

村岸議長 討論の申出があります。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

今村議員 はい、12番。

村岸議長 今村恵美子君。

今村議員 議第56号令和6年度豊郷町一般会計歳入歳出決算書に対する反対討論を行います。

この決算書では、実質収支額が約2億2,240万円の黒字でした。さらに、財政調整基金積立額が約3億800万円であり、令和6年度の一般会計決算の実質黒字は約5億3,000万円でした。豊郷町民の共同財布である予算は、民主主義に基づいて財政運営をすることが、地方自治法や地方財政法にも明記されています。このことを受け、日本共産党町議員団は、令和6年3月議会で、町予算に対する修正動議を提出いたしました。喫緊の町民要求の中から、1つ、高い介護サービス負担を減らすたびに、介護認定者激励金1,360万円、2つ、待機児童解消のため、待機児童解消補助金300万円、3つ、少子化の中、子どもたちに高等教育を保障し、豊郷町への定住促進を目指し、給付型奨学金880万円で総計2,540万円の増額修正を出しました。この決算を今回の決算を見ますと、5億円を超える予算が未執行になったということは、地方財政の原則である総計予算主義や会計年度独立の原則から逸脱をしていると考えます。簡単に言えば、町民の多様な要求に沿った予算執行を怠った結果と言えると考えま

す。企業会計は利益追求が求められますが、地方財政は、先に述べた法に基づき執行されるべきものであります。

以上の理由により、令和6年度一般会計決算には反対といたします。

村岸議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。

議員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

議第56号令和6年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。

議第56号は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、多数)

村岸議長 起立多数であります。よって、議第56号は委員長の報告のとおり認定されました。

これより議第57号の討論を行います。討論はありませんか。

今村議員 はい、反対討論。

村岸議長 討論の申出があります。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

今村議員 はい、12番。

村岸議長 今村恵美子君。

今村議員 議第57号令和6年度豊郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、反対討論を行います。

国民健康保険法は昭和33年に制定されておりますが、その第1条で、目的で、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与すると書かれております。また第2条では、国民健康保険は被保険者の疾病、負傷、出産、死亡に関して必要な保険給付を行うこと。また第3条には、都道府県は、市町村とともにこの法律の定めるところにより国民健康保険を行うことと明記されております。そのことを受け、決算を見ますと、実質収支額が約1,600万円、年度末の基金残高が4,170万円、合計5,770万円です。これは国保加入者1人当たり約3万7,800円になります。町は県統一化に向け、令和6年度に国保税の大幅値上げをいたしました。そして、国保加入者の保険料や窓口負担額も負担増が続いています。この国の制度改悪、言いなりの町会計運営では国保世帯加入者の生存権は守れません。町独自の施策として、傷病手当の実施や高校生までの均等割の減免などを実施すべきであると考え、この決

算には反対といたします。

村岸議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。

西澤議員 議長。

村岸議長 西澤博一君。

西澤議員 令和6年度国民健康保険事業特別会計に対して、賛成討論を行います。

国民保険制度は、他の医療保険制度に加入されていない全ての住民の方を対象とした医療保険制度です。令和3年には現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代の中心という、これまでの社会保障の構築を見直し、全ての世代で広く安心を支えていく、全世代対応型の社会保障制度を構築するために、健康保険等の一部を改正されました。このような点も含め、令和6年度豊郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算報告では、歳入8億6,500万、歳出8億4,900万の差額総額は1,590万円となりました。また、令和6年度において診療費、調剤費、入院時食事・生活療養費、訪問看護療養費といった療養の給付費等の費用額は昨年度に比べて減少しました。しかし、これは社会保障の適用拡大や後期高齢者医療制度の移行等の影響によるものであります。1人当たりの医療費は増加傾向にあります。詳しくは決算書に記載されたとおりで、項、目別に見て、今後の課題としては、①医療費抑制と病気の早期発見、予防策、②特定検診受診の向上、③国民健康保険事業特別会計の財政基盤の強化を努めていくことを申し上げておきますが、全体的には適正な財政措置とされておりますので、私の賛成討論といたします。

以上です。

村岸議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

議第57号令和6年度豊郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。

議第57号は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、多数)

村岸議長 起立多数であります。よって、議第57号は委員長の報告のとおり認定されました。

これより議第58号の討論を行います。討論はありませんか。

今村議員 はい、反対討論。

村岸議長 討論の申出があります。

これにより討論に入ります。

まず、本案に対する反対の討論の発言を許します。

今村議員 はい、12番。

村岸議長 今村恵美子君。

今村議員 議第58号令和6年度豊郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、反対討論を行います。

令和6年度決算で、実質収支額プラス基金残高は約4,400万円です。これを1人当たりいたしますと、約2万2,000円の貯金があるということです。3か年のうちの1年目の決算が出て、第9期の初めに保険料を300円引き上げて6,700円にしましたが、この決算状況を見ると、引上げをしなくても第9期を運営できることが、今回の決算状況から推察がされます。県下市町の中で3番目に高い保険料を徴収している、特に、この中で居宅介護事業所の減少は、今、町民の介護サービスを脅かす大きな要因となっています。町民の介護サービスが安心して受けられる事業とすることが当然必要と求められていますが、今、豊郷町内で、年をとっても住み慣れた環境で安心して暮らし続けられる介護保険サービス、この町の介護保険事業を実現していくためには、今回の決算では、甚だ不十分と考えられます。

以上の理由を述べまして、今回の決算については反対といたします。

村岸議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。

西澤議員 議長。

村岸議長 西澤博一君。

西澤議員 それでは、令和6年度介護保険事業特別会計決算について、賛成討論を行います。

介護保険制度は、介護が必要な高齢者の自立支援や介護する家族の負担軽減を図るため、社会全体で支え合うことを目的として、創設された制度でございます。本町は令和6年度の豊郷町の介護保険事業特別会計歳入歳出決算の報告では、歳入額は7億5,900万、歳出額は7億4,500万で、差引額は1,400万となりました。この財源から介護サービス、在宅介護サービス給付及び施設介護サービス給付費ほか、特定入所者介護サービス、包括的な支援事業などの費用に財政措置され、介護を受けている方々に支援されていると私は思います。今後の課題といたしましては、①介護保険事業運営に対する財源の確保、②介護現場で働く労働力の不足、③介護保険者機能の強化の取組といった課題があるかと思えます。こうした課題を解決しながら、利用者が自立した生活を続けられるよう、実態に即した高齢者福祉と介護保険サービスに対して積極に取り組んでい

ると勘案しております。そういうことで、私はこの案件に対しては賛成といたします。

以上です。

村岸議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

議第58号令和6年度豊郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。

議第58号は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、多数)

村岸議長 起立多数であります。よって、議第58号は委員長の報告のとおり認定されました。

これより議第59号の討論を行います。討論はありませんか。

今村議員 議長、反対討論。

村岸議長 討論の申出があります。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

今村議員 はい、12番。

村岸議長 今村恵美子君。

今村議員 議第59号令和6年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、反対討論を行います。

この制度は、後期高齢者を差別する制度で、世界で全国民を対象にする公的医療保険制度を持つ国では存在しない制度です。本来は廃止すべきものと考えます。さらに問題点として、これは広域連合議会で審議をされておりますが、この広域議会には被保険者代表はおらず、被保険者の声が届かない制度です。国は、後期高齢者医療保険料を所得に応じた段階制を取らず、一律に取っています。窓口負担も原則1割負担であったのが、2割、3割も導入しています。これでは、後期高齢者になれば、複数の疾病で入院、通院が増えるのは当たり前です。年金のみで暮らす高齢者の健康や、また医療を保障する制度にはなっていないことを指摘して、今議案に対しては反対といたします。

村岸議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。

議員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

議第59号令和6年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。

議第59号は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、多数)

村岸議長 起立多数であります。よって、議第59号は委員長の報告のとおり認定されました。

これより議第60号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第60号令和6年度豊郷町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。

議第60号は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

村岸議長 全員起立であります。よって、議第60号は委員長の報告のとおり認定されました。

これより議第61号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第61号令和6年度豊郷町下水道事業会計決算認定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。

議第61号は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、全員)

村岸議長 全員起立であります。よって、議第61号は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第10、請願第1号生活保護費引き下げ違憲訴訟の最高裁判所判決を踏まえ、速やかな対応を求める請願を議題といたします。

これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

中島文教民生

常任委員長 議長。

村岸議長 中島委員長。

中島文教民生

常任委員長 それでは、文教民生常任委員会の報告をいたします。

 去る9月5日の本会議におきまして、当委員会に付託されました請願第1号生活保護費引き下げ違憲訴訟の最高裁判所判決を踏まえ、速やかな対応を求める請願について、去る9月16日、委員6名全員出席の下、審議を行いました。

 紹介議員からの概要説明の後、参考人による補足説明を求めました。

 請願内容について質疑なく、質疑終了後、反対討論及び賛成討論の申出があり、採決の結果、賛成多数で採択となりました。

 以上で、文教民生常任委員会の報告といたします。

村岸議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

 これより文教民生常任委員会委員長の報告について質疑を行います。

 質疑はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

 これより請願第1号の討論を行います。

 討論はありませんか。

河合議員 反対。

村岸議長 討論の申出があります。

 これより討論に入ります。

 まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

河合議員 議長。

村岸議長 河合勇君。

河合議員 請願第1号に対して反対討論を行います。

 私は委員会においても反対討論を行いました。私は、請願たるものは、紹介議員が内容を十二分に把握して、賛同の上、紹介議員になったからには、趣旨説明や質疑に対する答弁を紹介議員が行うべきだと常々言ってきました。安直でサインなどしないことということです。この請願では、紹介議員が3名もいるのにかわらず、なぜか参考人招致が行われましたことは、いかがなものかと私は思います。また、寸劇みたいなことはしないでほしいと思います。

 生活保護費の目的は、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限の生活を保障するとともに、自立を助長することであるということに、私は真に生活保護制度に必要な方々に生活保護費が支給されることを願っております。国は判決を真摯に受け止め、専門者会議の中で取りまとめていると聞いております。現時点において、町議会が国に対して意見書を提出するときではないと思います。我々議員の役割は、まず町に対して

の住民の福祉向上につながる提案等を行うことが先決だと私は思います。したがって、今回の請願については、時期尚早であるとして、反対といたします。

村岸議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。

本田議員 賛成、4番。

村岸議長 本田清春君。

本田議員 生活保護費引き下げ違憲訴訟の最高裁判決を踏まえ、速やかな対応を求める請願、賛成討論を行います。

憲法25条では、全ての国民は、健康で、文化的な最低限の生活を営む権利を有するとされています。この25条による国民の生存権を具体化したものが生活保護法です。生活保護法基準は、最低賃金、住民税非課税、国保減税など国民の最低基準を具体化する物差しとなっています。これを引き下げると国民には大きな影響を与えるんです。

さて、生活保護費引下げ不服訴訟の内容です。これは厚生労働省が2013年から2015年の3年間、生活保護の生活扶助基準を平均マイナス6.5パー、最大10パー、年間約580億円を引き下げたことです。これを不服とした住民との間で争われました。最後の判決が6月27日、最高裁で出されました。最高裁は、この引下げ処分は違法と判断し、厚生労働省を断罪し、住民側の勝訴としたのです。争点になったのは、厚労省が引下げの根拠としたデフレ調整、物価の下落率に合わせて生活扶助費を引き下げる点です。2013年の総務省の消費者物価指数は2.35%でした。一方、厚労省の独自の物価指数はマイナス4.78%だったんです。総務省と厚労省の数値に2倍近い差がありました。

なぜこんなに違いが生じたのかといえば、様々な物価の動向を調査している総務省調査に対して、厚労省調査は、ある仕掛けがありました。それは、まず引下げの基準点を2008年に定めたことです。2008年は石油や穀物が高騰した年で物価が急に高騰した年を起点としたのです。そして、問題の2013年ですが、この年は白物家電の価格が大きく下落した年でした。厚労省がやったのは、パソコン、テレビなどを購入する前提でと言い訳して、調査項目としたのです。物価が高騰した年を起点にして、価格が下落した商品を並べてみれば、物価指数は当然大きく下落した数字を示します。これが、先ほど述べた総務省と厚生省2倍の違いです。しかも、これまで生活保護基準の検証に当たって物価を考慮したことは、それ以前にはなかったのです。

最高裁判決は、厚労省物価調査が恣意的であることを認め、生活保護の引下げは専門家の知見に基づくとは認められない。デフレ調整の判断過程と手続に誤りがあったとし、生活保護基準の引下げ処分が生活保護法3条及び8条2項に

違反して違法であるとして、取り消したんです。それにもかかわらず、厚生労働省は、原告、生活保護利用者に謝罪を行っていません。国は行政としてはもとより、人間として許されない態度を取っています。請願事項は11年間に及ぶ審議を踏まえ、最高裁が示した判決に基づいた上記に沿った内容です。

以上をもって賛成討論といたします。

村岸議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

請願第1号生活保護費引き下げ違憲訴訟の最高裁判所判決を踏まえ、速やかな対応を求める請願を採決いたします。本案に対する委員長の報告は採決であります。

請願第1号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、少数)

村岸議長 起立少数であります。よって、請願第1号は不採決といたします。決定いたしました。

日程第11、お諮りいたします。

委員会の閉会中の継続調査の申出について、議会運営委員会委員長、総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会委員長から、会議規則の第75条の規定により、議会運営委員会は、議会運営に関する事項について、総務産業建設常任委員会は、行財政問題、農業、商工業、土木ならびに上下水道の整備、委員会研修について、文教民生常任委員会は、学校教育及び社会教育、福祉保健対策委員会研修について、予算決算常任委員会は、予算決算、委員会研修について、議会広報常任委員会は、広報編集、委員会研修について、それぞれ閉会中の継続調査の申出があります。

議会運営委員会委員長ならびに総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の常任委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査にご異議ありませんか。

議員 異議なし。

村岸議長 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長ならびに総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の常任委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

これもちまして、本定例会に提出されました全議案を議了いたしました。

本日の会議を閉じます。これにて令和7年9月第3回定例会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

(午前 9 時 5 9 分 閉会)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証する為、ここに署名する。

令和7年9月26日

豊郷町議会議長

議 員

議 員